

香川県教育委員会 5月定例会会議録

1. 開催日時 令和8年5月22日(金)
開 会 午前9時30分
閉 会 午前10時15分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み
委 員	武 田 真 由 美

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩 田 広 宣
教育次長(兼)政策調整監	和 田 友 樹
教育次長	西 原 明
総務課長	景 政 孝 輔
義務教育課長	持 永 新
高校教育課長	橋 本 和 之
特別支援教育課長	三 宅 貴 将
保健体育課長	高 田 孝 行
生涯学習・文化財課長	篠 原 理 代 子
政策主幹(兼)総務課副課長	山 下 利 美
総務課長補佐	山 元 祐 二
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	太 田 大 介
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	藤 田 航
高校教育課副主幹	西 野 慎 吾
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	安 西 加 奈 子
総務課主任	松 下 明 弘
生涯学習・文化財課指導主事	鳳 山 勝 彦

傍聴人 1名

5. 会議録の承認

4月20日に開催した定例会の会議録署名委員の蓮井委員から、同定例会の会議

録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号及び第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、該当するため、非公開としたい旨を發議。

7. 議案

○議案第1号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合について、官公署出頭休暇の対象とするため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞具体的にどのような場合を想定しているのか。また、今まではどのように対応していたのか。

＜西野副主幹＞犯罪被害者が裁判所に出頭する場合を想定している。今まで、犯罪被害者は被害者参加人として年次有給休暇を取得していた。

＜教育長＞被害者参加人は、被害者も含むのか。

＜西野副主幹＞被害者が一定の手続きを取って参加する場合、被害者参加人となる。

＜教育長＞犯罪被害者等の「等」は家族も含まれるのか。どこまで含まれるのか。定められていないに等しい改正ではないか。

＜西野副主幹＞被害者参加人「等」というのは、元の規定で「鑑定人、参考人等として」とされていた部分である。

＜蓮井委員＞従来の規定で「等」とあり、その部分は変わっていない、ということか。

＜西野副主幹＞元の規定で「等」に含まれていたものについての詳細は手持ち資料がなく、分からない。

＜教育長＞被害者参加人とは、被害者だけを指すのか。

＜西野副主幹＞被害者と家族である。元々被害者参加人という裁判所の制度があり、その制度を使って参加するものである。具体的にどの範囲まで被害者参加人になれるかという詳細は手元に資料がないので分からない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和9年4月採用 香川県職員（学校事務（大卒程度・職務経験者型）、司書、文化財専門職員）採用試験について

総務課長から、令和9年4月採用香川県職員（学校事務（大卒程度・職務経験者型）、司書、文化財専門職員）採用試験について説明。

【質疑・意見交換】

＜持田委員＞集団討論の廃止理由について、受験者の負担緩和以外に理由があるのか。

＜総務課長＞集団討論を廃止することで、香川県に来訪する回数を一回減らすという効果がある。また、年数を経るにつれ、集団討論の対策をする受験者が多くなっており、一定の効果が既に満たされていると考えている。利便性の向上と効果面を勘案して、今回集団討論を廃止することとした。

＜蓮井委員＞受験生が香川県に来訪する回数を減らすことが狙いの一つということであれば、リモートで集団討論をすることができるのではないかと。費用対効果やこれまでの経験によるものであれば、廃止することに異論はない。

＜総務課長＞職務経験者採用については、昨年度からオンラインの面接を課すことで人物重視の採用を行うこととしている。一方で、大卒程度採用については、受験者の間で「香川県には集団討論という試験項目がある」ということが既に定着しており、その対策が取られている現状がある。個別面接により、面接委員とやり取りの方が効果的であるということから、今回見直しを行ったと人事委員会から聞いている。

＜木下委員＞集団討論は香川県だけ実施しているのか。

＜総務課長＞他県でも実施していると承知している。

＜木下委員＞どれくらいの割合なのか。

＜総務課長＞確認して回答する。

○その他事項2 令和9年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について

高校教育課長から、令和9年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について説明。

【質疑・意見交換】

＜持田委員＞採用にあたって、性犯罪歴の確認をすると承知しているが、どの段階で確認するのか。

＜高校教育課長＞願書に性犯罪歴の有無を確認する項目を設けている。願書受理後、本年12月25日以降については日本版DBSにより確認することとなるが、それまでは従来のデータベースを活用して確認することとなる。

＜持田委員＞願書で自己申告しなかった者についてもデータベースで確認するのか。

＜教育長＞現在、性暴力防止法に基づき、データベースにより確認を行っているが、12月25日からは日本版DBSにより、現職の教員も含めて全員性犯罪歴の確認を行い、性犯罪歴のある教員は教壇から降ろすこととなる。それまでは、教員対象の性暴力防止法に基づくデータベースにより確認するが、採用面接前に確認するのではなく、採用選考終了後に、性犯罪歴が判明した者について、選考しないという整理でよいか。

＜副教育長＞既存のデータベースにおいては、採用試験の段階で性犯罪歴を確認することとしているため、性犯罪歴の有無が合否に影響することとなり、性犯罪歴がある者が合格することはない。一方で、日本版DBSについては、採用試験が終了し、内定が出た後に確認することとなる。

＜教育長＞採用した後に、性犯罪歴が確認されるケースがあるかと思うが、その場合採用は取り消されるのか。

＜副教育長＞採用してしまった場合は、教員の職には就かすことができないが、例えば、事務職等の子どもから離れた業務に就くこととなる。それは、現職の教員も同様である。ただし、今回の採用試験においては、採用までに性犯罪歴が確認できれば内定の取り消しができる旨、要項に文言を追加している。

＜教育長＞従来のデータベースと日本版DBSでのデータベースの違いは何か。すべての国民の犯罪歴を見ることができるのか。現在の性暴力防止法に基づくデータベースは、教員免許保有者で、過去に性犯罪で懲戒処分を受けた人を確認できる。日本版DBSは、教員だけでなく子どもに関わる職業の者が対象となるが、教員免許等がない人もいるため、全国民の犯罪歴が網羅されているデータベースでないと確認できないのではないかと。

＜副教育長＞日本版DBSの対象となる犯罪は性犯罪である。教員ではない支援員等、子どもに接する者を採用する際は、行政の責任として今後日本版DBSにて性犯罪歴を確認することが必要となる。

＜木下委員＞試験を行う前に確認をした方が効率的ではないかと。

- ＜教育長＞受験者の欠格条項は法律でのみ定められており、法律で定められていないことを上乗せすることは法の下での平等に反する。性犯罪歴があれば、結果として不合格とはなるが、出願の段階で不合格とするのは難しい。
- ＜蓮井委員＞日本版 DBS が 12 月から開始ということで、2 つのデータベースを活用する必要があり、今年度が異例という理解でよいか。
- ＜教育長＞今後、2 つのデータベースは併存することとなる。今回、要項に出願資格として「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者であること」と記載はしている。
- ＜武田委員＞現職の教員等で性犯罪歴が確認されれば、教壇には立たせず、事務職等に就かせるという説明であったが、校内の事務職ということか。
- ＜副教育長＞事務職というのは一例であり、子どもに関わる業務には就かせないようにすることが法の趣旨と理解している。学校事務ではなく、教育委員会事務局での業務が考えられるが、どういった業務に就かせることが適当かは今後考えていく必要がある。
- ＜武田委員＞そのような場合にどうするかというのはどこで決まるのか。
- ＜教育長＞教育委員会にて決定すべき事項である。
- ＜武田委員＞保護者としては、事務と言われれば校内の事務に就いてしまうのではないかと捉えてしまうため、丁寧な周知をお願いしたい。
- ＜副教育長＞承知した。
- ＜教育長＞日本版 DBS については、現在、各任命権者がアクセスできるアカウントを取得している段階で、これから実務的なことが進められていく。現職の教員が該当したらどうしようか、というところである。
- ＜副教育長＞学校事務の選考の際にも、同様に確認することとしている。
- ＜教育長＞小学校専願者のみ大阪会場で受験できるようにした理由は何か。
- ＜高校教育課長＞小学校は筆記試験のみで、実技試験がないためである。
- ＜西原次長＞現在、小学校と中学校が併願できることとなっており、小学校だけ受ける人は大阪会場で受験できるが、中学校も併願する人に対応できる体制がまだできていない。中学校では実技がない教科もあるが、現時点では小学校専願者のみとしている。
- ＜教育長＞特別選考 I ⑧について、大学院の教職課程を対象とした理由は何か。
- ＜高校教育課長＞今までは、大学院修了予定者のみとしていたが、幅広い専門的な知識や技術を有する者を積極的に採用していきたいという理由から、今回から大学院を修了した者も対象とすることとした。